

運輸審議会ご説明資料

平成30年7月31日
自動車局旅客課

1. 平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い

2. 札幌交通圏

3. 大阪市域交通圏

4. 福岡交通圏

〈参考〉タクシー事業の現状（全国）

〈参考〉改正タクシー特措法のポイントと特定地域の指定状況

平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い

□ 平成27年に指定を受けた特定地域については、指定期限の延長の取扱いに関する指針に基づき、以下のとおり取り扱うこととし、各地域の協議会において延長に同意された場合、順次運輸審議会の諮問を経て延長を行う。

都道府県	営業区域	地域指定	地域計画認可	取扱い(案)
北海道	札幌交通圏	H27.11.1	H29.05.18	延長 H30年度末まで
宮城	仙台市	H27.06.1	H29.03.02	延長 3年間
秋田	秋田交通圏	H27.06.1	H29.01.30	延長 3年間
新潟	新潟交通圏	H27.08.1	H30.03.26	延長 H30年度末まで
長野	長野交通圏	H27.08.1	H28.12.02	延長 3年間
石川	金沢交通圏	H27.08.1	H29.06.22	延長 H30年度末まで
神奈川	京浜交通圏	H27.08.1	H28.12.16	延長 3年間
大阪	大阪市域交通圏	H27.11.1	H29.09.29	延長 H30年度末まで
兵庫	神戸市域交通圏	H27.09.1	H29.11.27	延長 3年間
奈良	奈良市域交通圏	H27.07.1	未議決	延長しない

都道府県	営業区域	地域指定	地域計画認可	取扱い(案)
広島	広島交通圏	H27.07.1	H29.07.26	延長 H30年度末まで
岡山	倉敷交通圏	H27.08.1	未議決	延長しない
福岡	福岡交通圏	H27.11.1	H29.03.29	延長 H30年度末まで
〃	北九州交通圏	H27.08.1	H29.05.25	延長 3年間
長崎	長崎交通圏	H27.08.1	H29.03.29	延長 3年間
宮崎	宮崎交通圏	H27.08.1	H29.12.13	延長 H30年度末まで
熊本	熊本交通圏	H27.06.1	H29.09.11	延長 H30年度末まで
大分	大分市	H27.07.1	H29.06.30	延長 H30年度末まで
鹿児島	鹿児島市	H27.08.1	H30.02.16	延長 H30年度末まで

1. 平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い

2. 札幌交通圏

3. 大阪市域交通圏

4. 福岡交通圏

〈参考〉 タクシー事業の現状（全国）

〈参考〉 改正タクシー特措法のポイントと特定地域の指定状況

札幌交通圏：タクシー事業の現状①

	法人タクシー	個人タクシー	合計
事業者数 (者)	53	1,234	1,287
車両数 (両)	4,772	1,234	6,006
輸送人員 (千人)	51,954	3,204	55,158
営業収入 (百万円)	42,420	3,241	45,661
運転者数 (人)	9,363	1,234	10,597

【平成28年度末】

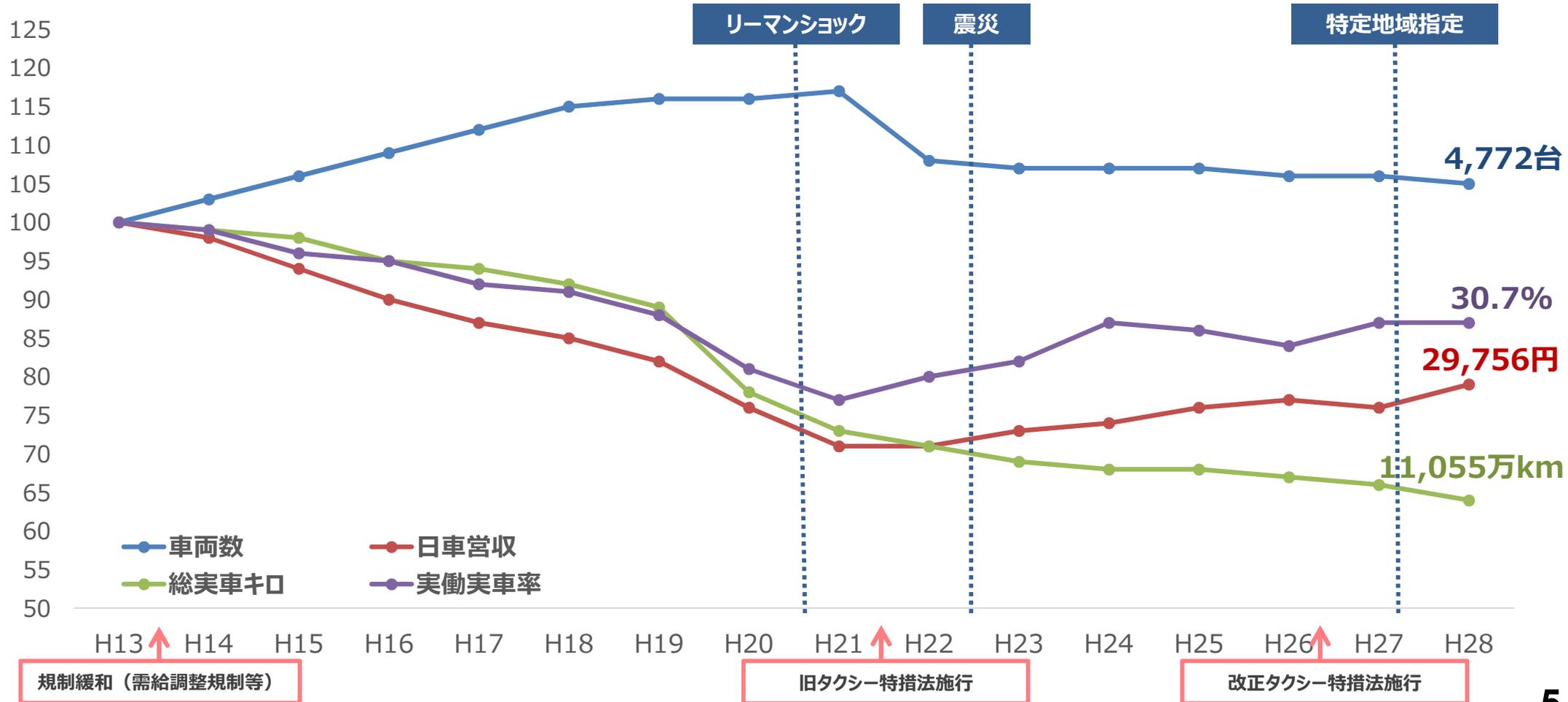
札幌交通圏：タクシー事業の現状②

【車両数】平成21年度の5,354台をピークに減少。平成28年度は4,772台。ピーク時から約11%減少。

【総実車キロ】平成13年度の17,224万キロをピークに減少。平成28年度は11,055万キロ。ピーク時から約36%減少。

【実働実車率】平成13年度の35.4%をピークに減少。平成28年度は30.7%。ピーク時から約13%減少。

【日車営収】平成13年度の37,866円をピークに平成21年度は26,916円まで減少。改正タクシー特措法が施行された平成26年度は29,153円。その後はほぼ横ばい状況にあり、平成28年度は29,756円。



札幌交通圏：指定期限の延長の取扱い指針への適合状況

□ 札幌交通圏については、平成28年度の輸送実績等は以下の通りであり、指定期限の取扱い指針に基づき、平成31年3月31日まで指定を延長する候補地となり、平成30年7月25日、協議会において、指定期限の延長について同意がなされている。

項目	内容	指定基準	該当状況
特定地域計画の議決	● 平成29年2月28日		
実働実車率	【H13】35.4% 【H28】30.7% 【増減率】▲13.3%	10%以上減少	○
赤字車両数シェア	【H27】33.4% 【H28】32.2% 【差】1.2ポイント	50%以上の割合	×
人口	● 札幌市：約195万人	30万人以上	○
総実車キロ	【H27】113,614,981km 【H28】110,552,950km 【増減率】▲2.7%	5%未満の増加率	○
日車営収 日車実車キロ	【H13】37,866円 【H28】29,756円 【増減率】▲21.4%	10%以上減少 (いずれか)	○
	【H13】107.2km 【H28】77.5km 【増減率】▲27.7%		
法令違反	【札幌交通圏】0.018件/100万キロ 【全国平均】0.0556件/100万キロ	平均超	×
事故	【札幌交通圏】11.928件/100万キロ 【全国平均】7.572件/100万キロ	平均超	○
協議会の同意	● 平成30年7月25日	同意	○

口供給輸送力の削減目標と実施状況（平成30年5月末時点）

指定時車両数	適正車両数	適正車両数との乖離	目標車両数 (削減率)	事業者計画 認可率※1	事業者計画 実施状況※2
4,871	4,361	10.5%	4,364 (10.4%)	100%	96% H30.5.31

※1：認可事業者数/合意事業者数

※2：事業者計画認可済み実施車両数/事業者計画認可済み計画車両数

適正化
の取組

マタニティサポートタクシーの運行

- 少子化が進展する中、安心して妊娠・出産ができる一助として、あらかじめ医療機関などを登録することで、急な陣痛などでも安心して優先的に配車してスムーズに病院まで送り届けるサービス。
- 現在6社が独自に実施し、利用者からも評判がよい。
- 救急車両の発動過多から、タクシー業界として地域貢献できる分野と捉え、業界全体で取り組むべきサービスとして、札幌ハイヤー協会が主導して、平成30年6月にマタニティサポートタクシー研修を実施。（26社96名が参加）
- 今後は、平成30年度内に協会加盟事業者の約7割（35社程）参加のもと、マタニティサポートタクシーの運行事業を立ち上げる予定。
- 将来的には加盟の全社全車両でマタニティサポートタクシーを行うことが目標。
- 利用者の視点に立ったサービスの提供により、タクシー事業の活性化を目指す取組。



マタニティサポートタクシー

妊婦送迎時に知っておきたい知識

札幌マタニティウィメンズホスピタル
2018年6月12日 増原・竹谷
13日 下條・黒崎
25日 藤田・中谷
27日 榎・中橋



• マタニティサポートタクシー研修の様子

活性化
の取組

札幌交通圏特定地域計画のポイント〈活性化の取組〉

外国人観光客向け乗合タクシーの導入

- 来札外国人観光客満足度調査では、「市内の移動のしやすさ」が最も評価の低い項目であり、早急な対策が必要。
- 訪日外国人がより滞在を楽しめるメニューとして、平成30年10月より、「デマンド交通×市内周遊パス」の実証実験を予定。
- 利用者は、スマートフォンによる予約、決裁を可能とし、滞在中にも申し込める手軽な環境を整えつつ、ドライバーは、車両据付けのタブレットで、乗降場所、走行ルートを実タイムで把握できる等、効率的な運行にも寄与。
- AI（NTTシステム）を活用し、目的地（市内12カ所）に向かう途中、需要に応じて効率的なルート設定を行い、乗車率を向上させる。
- 料金：1日乗車券(定額)



運転免許返納者に対する割引の実施

- 自家用車からタクシー利用への代替需要を取り込むべく、運転免許証返納者に対する割引を検討。
- 平成29年3月より、3社が運転免許証返納者に対し、運賃の1割引を開始。
- 交通弱者の移動の足の確保に貢献。



UDタクシー導入、ドライバー研修

- 高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子、妊娠中の方など、様々なニーズに対応できる車両の導入により、利用者利便を向上。
- これまで210両が導入（導入数は東京に次ぎ全国第2位）され、354名のドライバーが研修を受講。（平成30年6月現在）
- 今後も継続的に導入、研修受講に取り組む。



外国人指さし会話集の活用

- 北海道と連携し、平成27年11月に外国語対応研修を実施。平成28年1月、北海道庁作成の指さし会話集を札幌ハイヤー協会加盟各社に配布。
- 目的地の確認、運賃の支払いなど基本的な会話に対応できる体制を整え、翻訳アプリの導入促進と合わせて訪日外国人旅行者の需要取込を図る。



会話集

女性ドライバーを雇用するための環境整備

- 女性ドライバーの採用に向けた取組や、子育て中の女性が働き続けることのできる環境整備を行っている事業者を支援・PRし、タクシー事業における労働力不足の解消に向けた女性の新規就労、復職、定着を図る。
- 平成28年より国土交通省の「女性ドライバー応援企業認定」は平成30年6月現在、11社が認定を受け、260名の女性ドライバーが従事。



1. 平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い
2. 札幌交通圏
- 3. 大阪市域交通圏**
4. 福岡交通圏

〈参考〉タクシー事業の現状（全国）

〈参考〉改正タクシー特措法のポイントと特定地域の指定状況

大阪市域交通圏：タクシー事業の現状①

	法人タクシー	個人タクシー	合計
事業者数 (者)	180	2,960	3,140
車両数 (両)	13,179	2,960	16,139
輸送人員 (千人)	83,585	9,053	92,638
営業収入 (百万円)	94,128	7,701	101,829
運転者数 (人)	18,623	2,960	21,583

【平成28年度末】

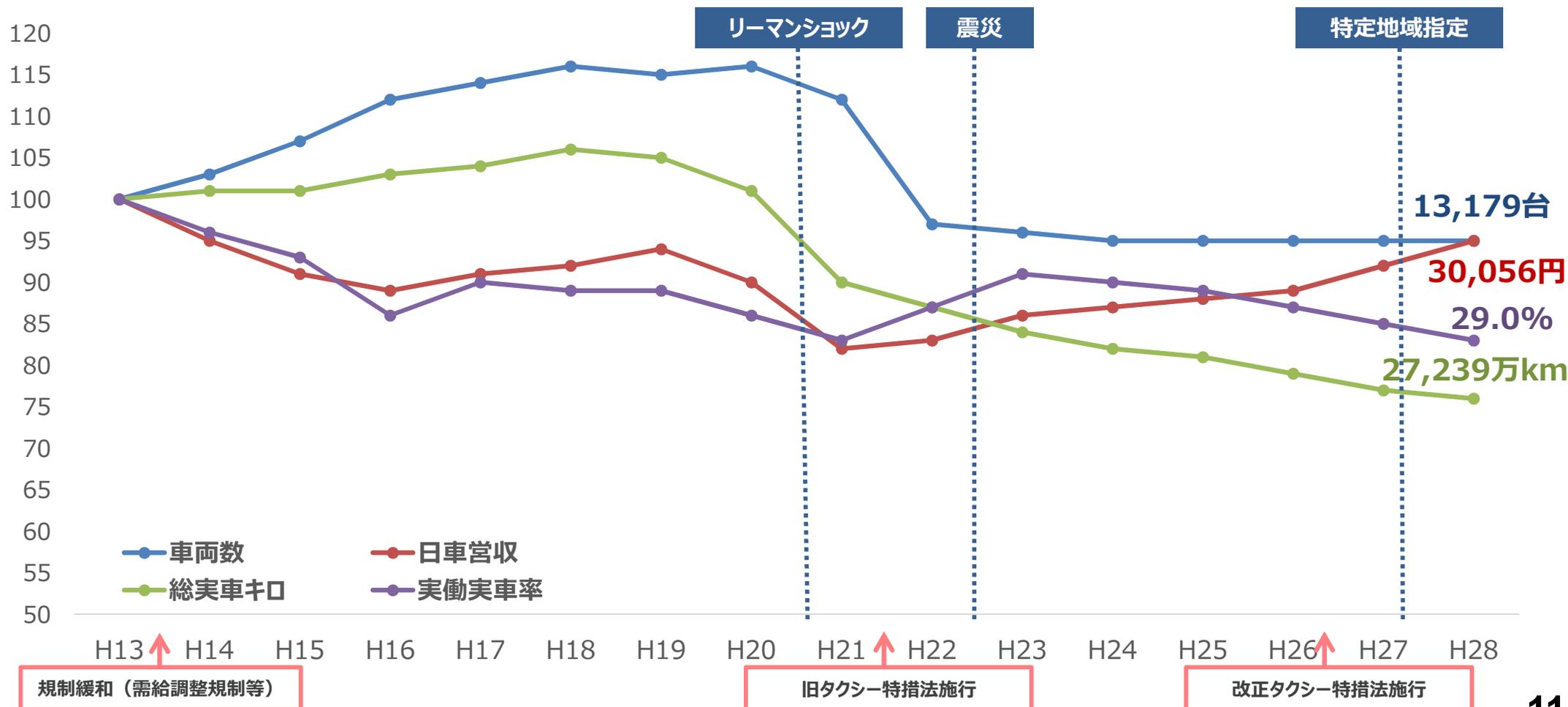
大阪市域交通圏：タクシー事業の現状②

【車両数】平成18年度の16,181台をピークに減少。平成28年度は13,179台。ピーク時から約19%減少。

【総実車キロ】平成18年度の38,203万キロをピークに減少。平成28年度は27,239万キロ。ピーク時から約29%減少。

【実働実車率】平成13年度の35.0%をピークに減少。平成28年度は29.0%。ピーク時から約17%減少。

【日車営収】平成13年度の31,712円をピークに平成21年度は25,849円まで減少。改正タクシー特措法が施行された平成26年度は28,304円。その後は上昇傾向にあり、平成28年度は30,056円。



大阪市域交通圏：指定期限の延長の取扱い指針への適合状況

□ 大阪市域交通圏については、平成28年度の輸送実績等は以下の通りであり、指定期限の取扱い指針に基づき、平成31年3月31日まで指定を延長する候補地となり、平成30年5月31日、協議会において、指定期限の延長について同意がなされている。

特定地域計画の議決	● 平成29年5月8日	指定基準	該当状況
実働実車率	【H13】35.0% 【H28】29.0% 【増減率】▲17.1%	10%以上減少	○
赤字車両数シェア	【H27】57.5% 【H28】45.6% 【差】▲11.9ポイント	50%以上の割合	×
人口	● 大阪市：約270万人	30万人以上	○
総実車キロ	【H27】278,666,917km 【H28】272,389,309km 【増減率】▲2.3%	5%未満の増加率	○
日車営収 日車実車キロ	【H13】31,712円 【H28】30,056円 【増減率】▲5.2%	10%以上減少 (いずれか)	×
	【H13】88.9km 【H28】87.0km 【増減率】▲2.1%		
法令違反	【大阪市域交通圏】0.329件/100万キロ 【全国平均】0.0556件/100万キロ	平均超	○
事故	【大阪市域交通圏】10.869件/100万キロ 【全国平均】7.572件/100万キロ	平均超	○
協議会の同意	● 平成30年5月31日	同意	○

大阪市域交通圏特定地域計画のポイント〈適正化の取組と進捗状況・活性化の取組〉

口供給輸送力の削減目標と実施状況（平成30年5月末時点）

指定時車両数	適正車両数	適正車両数との乖離	目標車両数	事業者計画認可率※1	事業者計画実施状況※2
13,509	11,887	12.0%	12,245 (9.4%)	100%	100% H30.4.30

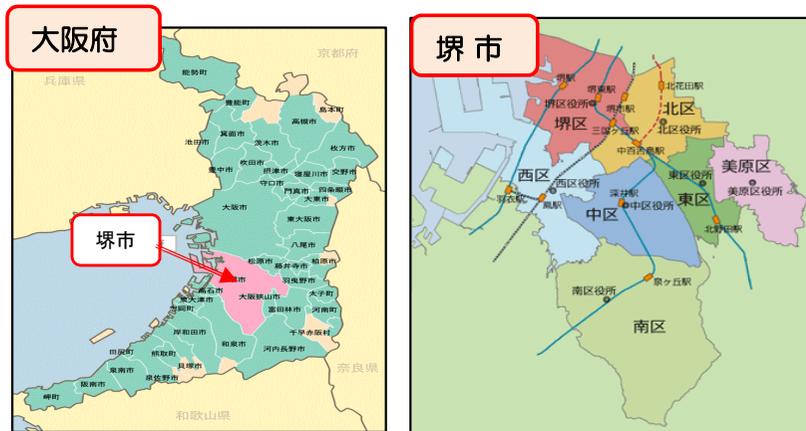
※1：認可事業者数/合意事業者数

※2：事業者計画認可済み実施車両数/事業者計画認可済み計画車両数

適正化
の取組

乗合タクシーの導入（堺市）

- 堺市では、高齢化の進展により自動車の運転が困難な高齢者が増加し、市内の鉄道駅やバス停から離れた地域の移動手段の確保が課題となっており、乗合タクシーの実証運行を経て、平成28年4月から本格運行し、日常生活を支える移動手段の確保を図る。
- 平成30年度には、利用者からの意見を踏まえ、順次停留所の改善を行う予定。



(1) 経緯

H26.3 実証運行開始（市内9コース）

H27.4 運行内容を改善

（①便数増加：4便→5便/1日、②予約：3時間前→2時間前、③停留所の追加）

H27.11 平日運行から毎日運行へ拡充

H28.4 本格運行

H28.10 接続駅の追加

(2) 実施内容

○運行主体 大阪第一交通（株）

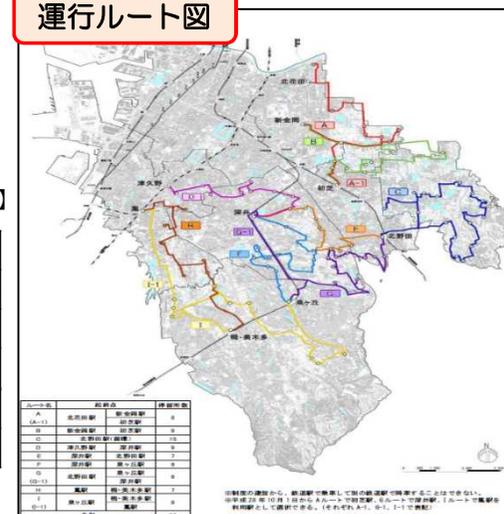
○運行開始日 平成26年3月10日
（平成28年4月1日より本格運行）

○運行ルート 市内9コース
（鉄道駅やバス停から離れた地域と鉄道駅を結ぶ）

○運賃 大人300円、子ども・障がい者他150円、
高齢者100円（市発行のおでかけ応援カード提示）

○予約方法 電話で1週間前から2時間までに予約

運行ルート図



【利用者数の推移（9コース計）】

年度	人数
25年度	264
26年度	4,945
27年度	8,897
28年度	16,201
29年度	19,424

活性化
の取組

大阪市域交通圏〈活性化の取組〉

訪日外国人受け入れ体制の拡充

- 外国人対応が可能な運転者を認定する「インターナショナルビジターズタクシー（インタク）」を創設。（平成27年7月～）
さらに、平成29年7月からは、認定運転者の専用乗り場を設置するなど、訪日外国人旅客の利便性向上を図る。

①認定運転者専用乗り場の設置

- ・H29.7 天保山（大阪港）、H30.4 大阪国際空港

②認定乗務員の拡充

- ・現在（H30.2）
英語：27社111名
中国語：6社17名
韓国語：3社5名
- ・運行開始時（H27.7）
英語：11社32名



【乗務員認定基準】

- 実務研修（講義：外国語・観光・接遇）
・外国語研修を受講し、スピーキングテストに合格
・観光・接遇の研修項目すべてを受講

高齢者にやさしい地域づくりの推進

- 大阪府と大阪タクシー協会の間で、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護など、高齢者の見守り等の推進を通じた「高齢者にやさしい地域づくり」の実現を図るため、協定を締結（平成29年2月1日）



●タクシーの役割

- (1) 認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護
・「SOS見守りネットワーク」への参画
- (2) 認知症に対する正しい知識の普及・啓発等
・「認知症サポーター養成講座」の受講推進
・ポスターの掲示及びリーフレット・チラシの配布
- (3) 高齢者の見守り・安否確認など
・業務を通じて、高齢者の見守り・安否確認に活動地域における見守り支援



事業者及び運転者評価制度の導入

【評価制度導入の目的】

平成30年5月、良質な運転者を確保するとともに、利用者の利便性向上を図るため、協議会の活性化分科会にワーキンググループを設置し、優良事業者及び優良運転者評価制度を導入。

【評価制度の概要】

- ・「評価委員会」を創設し、事業者評価を行う。
- ・乗務員評価は、事業者推薦とする。

【対象事業者】すべての事業者又は参画希望事業者を想定

【制度の策定時期】

- ・平成30年度中

【本格運行】

- ・平成31年8月5日（タクシーの日）

【インセンティブ】

- ・優良ステッカーの貼付
- ・主要タクシー乗り場に優良乗り場の設置

ユニバーサルドライバー研修の受講促進

- 高齢者や障がい者等の多様なニーズや特性を理解し、円滑なコミュニケーション並びに適切な対応ができる運転者を育成するため、タクシーセンター等が実施する研修を活用しユニバーサルドライバー研修を受講。
- 今後、ユニバーサルデザインタクシーの導入促進に向けて、研修受講者の増加を図る。

【参考：タクシーセンター実施研修の利用状況】

- ・平成29年度 36名
- ・平成30年度 27名（H30.4～H30.6）



1. 平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い
2. 札幌交通圏
3. 大阪市域交通圏
4. **福岡交通圏**

〈参考〉タクシー事業の現状（全国）

〈参考〉改正タクシー特措法のポイントと特定地域の指定状況

福岡交通圏：タクシー事業の現状①

	法人タクシー	個人タクシー	合計
事業者数 (者)	105	1,577	1,682
車両数 (両)	4,650	1,577	6,227
輸送人員 (千人)	49,262	3,949	53,211
営業収入 (百万円)	43,676	3,431	47,107
運転者数 (人)	8,522	1,577	10,099

【平成28年度末】

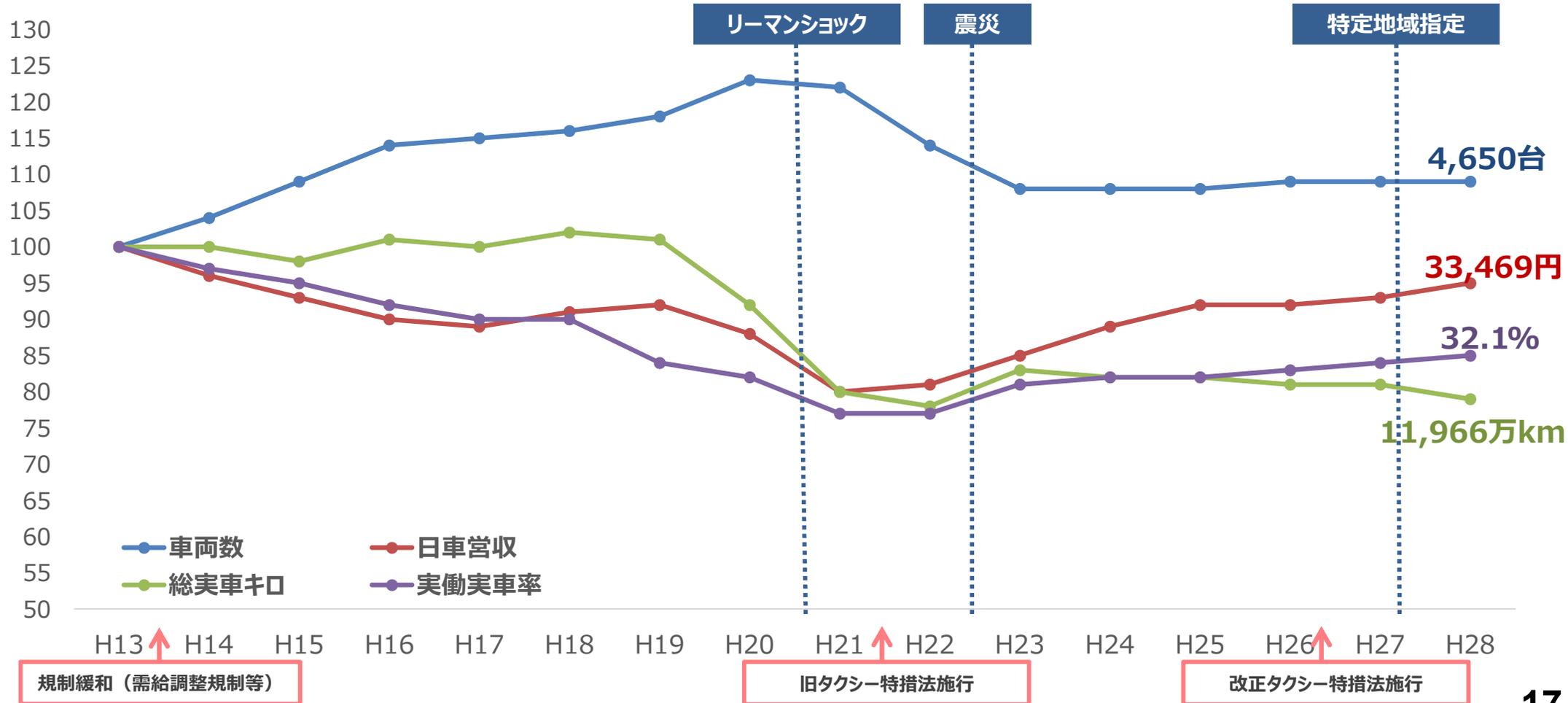
福岡交通圏：タクシー事業の現状②

【車両数】平成20年度の5,247台をピークに減少。平成28年度は4,650台。ピーク時から約11%減少。

【総実車キロ】平成18年度の15,463万キロをピークに減少。平成28年度は11,966万キロ。ピーク時から約23%減少。

【実働実車率】平成13年度の37.8%をピークに減少。平成28年度は32.1%。ピーク時から約15%減少。

【日車営収】平成13年度の35,144円をピークに平成21年度は27,978円まで減少。改正タクシー特措法が施行された平成26年度は32,245円。その後は上昇傾向にあり、平成28年度は33,469円。



福岡交通圏：指定期限の延長の取扱い指針への適合状況

福岡交通圏については、平成28年度の輸送実績等は以下の通りであり、指定期限の取扱い指針に基づき、平成31年3月31日まで指定を延長する候補地となり、平成30年7月3日、協議会において、指定期限の延長について同意がなされている。

特定地域計画の議決	● 平成28年10月19日	指定基準	該当状況
実働実車率	【H13】37.8% 【H28】32.1% 【増減率】▲15.1%	10%以上減少	○
赤字車両数シェア	【H27】42.2% 【H28】44.5% 【差】2.3ポイント	50%以上の割合	×
人口	● 福岡市：約156万人	30万人以上	○
総実車キロ	【H27】122,159,825km 【H28】119,655,550km 【増減率】▲2.0%	5%未満の増加率	○
日車営収 日車実車キロ	【H13】35,144円 【H28】33,469円 【増減率】▲4.8%	10%以上減少 (いずれか)	○
	【H13】106.6km 【H28】91.7km 【増減率】▲14.0%		
法令違反	【福岡交通圏】0.027件/100万キロ 【全国平均】0.0556件/100万キロ	平均超	×
事故	【福岡交通圏】6.761件/100万キロ 【全国平均】7.572件/100万キロ	平均超	×
協議会の同意	● 平成30年7月3日	同意	○

福岡交通圏特定地域計画のポイント〈適正化の取組と進捗状況・活性化の取組〉

口供給輸送力の削減目標と実施状況（平成30年5月末時点）

指定時車両数	適正車両数	適正車両数との乖離	目標車両数	事業者計画認可率※1	事業者計画実施状況※2
4,644	4,056	12.7%	4,053 (12.7)	100%	100% H30.4.26

※1: 認可事業者数/合意事業者数
 ※2: 事業者計画認可済み実施車両数/事業者計画認可済み計画車両数

適正化
の取組

訪日外国人の受入体制の強化

- 福岡市タクシー協会が福岡空港・JR博多駅に訪日外国人の受入体制を整えることを目的に多言語対応の女性タクシーコンシェルジュを配置。
- 平成29年5月より増加する福岡空港国際線をご利用の訪日外国人に対応すべく配置時間を1日3時間から13時間に大幅に延長。8時30分～11時30分>9時00分～22時00分へ延長。



▲福岡空港国際線配置のタクシーコンシェルジュの業務風景

タクシーコンシェルジュ

福岡市タクシー協会が推奨する活性化プロジェクト「プレミアムタクシー」と同様主要施策として取り組んでいる事業。現在博多駅（筑紫口・博多口）・福岡空港（国内線）にも配置。

タクシー乗り場の多言語化

- 平成29年5月、福岡市タクシー協会が福岡空港国際線の優良ドライバー（プレミアムタクシー）乗り場の多言語化を実施。



英・中・韓表記

- 平成29年8月1日より福岡空港内における全てのタクシー乗り場の「英語」表記を実施。



プレミアムタクシー

福岡市タクシー協会に加盟する事業者が、共通の車両デザインや制服を採用し、所定の教育カリキュラムを受講した運転者のみによって営業する共同運行方式のタクシーで、運営会社が異なっても統一感のある均質なサービスを提供することが可能。

活性化
の取組

福岡交通圏特定地域計画のポイント〈活性化の取組〉

地域公共交通への対応

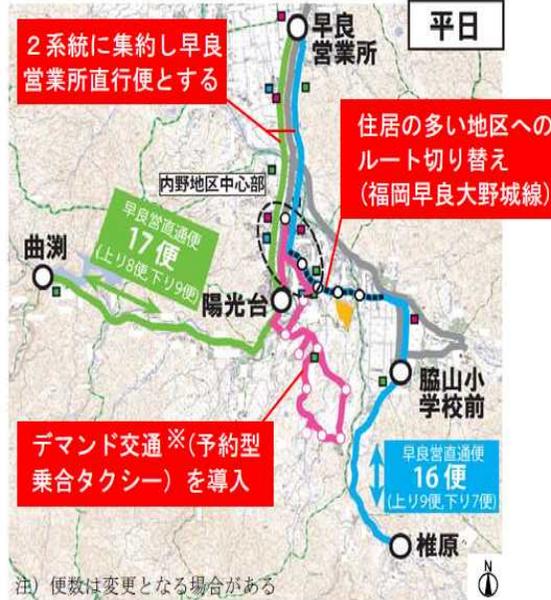
- 福岡市では、地域、交通事業者と共同で地域に必要な生活交通の確保に向けた取組を進めているところ。
- 曲淵地区、椎原地区、早良営業所を運行している路線バス脇山支線（西日本鉄道（株））については平成21年に廃止し、その後、福岡市が運行経費の一部を補助し、西日本鉄道（株）が運行を再開していた。
- 平成30年3月より、地域の意見や利用実態を踏まえ、運行内容を見直し、大字西地区に新たにデマンド交通（予約型乗合タクシー）を導入した。
- これまでバスが通行できなかった地区にも乗降場所を設置し、きめ細やかに運行する。
- 運行事業者：飯倉タクシー（株）
- 運賃：大人250円、小児、障がい者130円
- 利用者数：93人（4月～5月）



<見直し前>



<見直し後>



注) 便数は変更となる場合がある

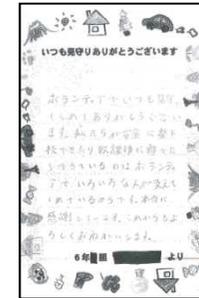
AIを活用したタクシーの実証実験

- 平成30年1月～3月まで、福岡西鉄タクシー(株)は、NTTドコモと共同でAIタクシーの試験運行を実施。
- ドコモが基地局を通じて集めた、携帯電話利用者の位置情報、過去の乗車記録、天気予報などを掛け合わせてエリアごとに30分先のタクシー需要台数を予測する。
- ドライバーは、その予測データに基づいて効率的な運行が可能。
- 今後の本格運行に向けては、より多くのデータ収集が必要であることから、次回（調整中）の実証実験の際には、タクシー協会から複数のタクシー事業者に参画を呼びかけ、AIを活用したタクシーの導入促進を図る予定。



行政機関との安全安心まちづくりへの協定

- 大野城市とに(有)おおりタクシーが大野城市と地域の防犯・防災・防火・暴力団排除及び交通安全活動に関する「安全安心まちづくり」の協定を締結。（平成29年6月5日）



地元小学校の生徒より感謝状

- 平成29年11月22日姪浜タクシーグループは、社会問題となっている認知症を伴った、徘徊者の発見に協力するため、認知症サポーター養成講座を実施。また、市町村が行方不明者の情報を発信するシステムにも参画。



1. 平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い
2. 札幌交通圏
3. 大阪市域交通圏
4. 福岡交通圏

〈参考〉 タクシー事業の現状（全国）

〈参考〉 改正タクシー特措法のポイントと特定地域の指定状況

タクシー事業の現状（全国）

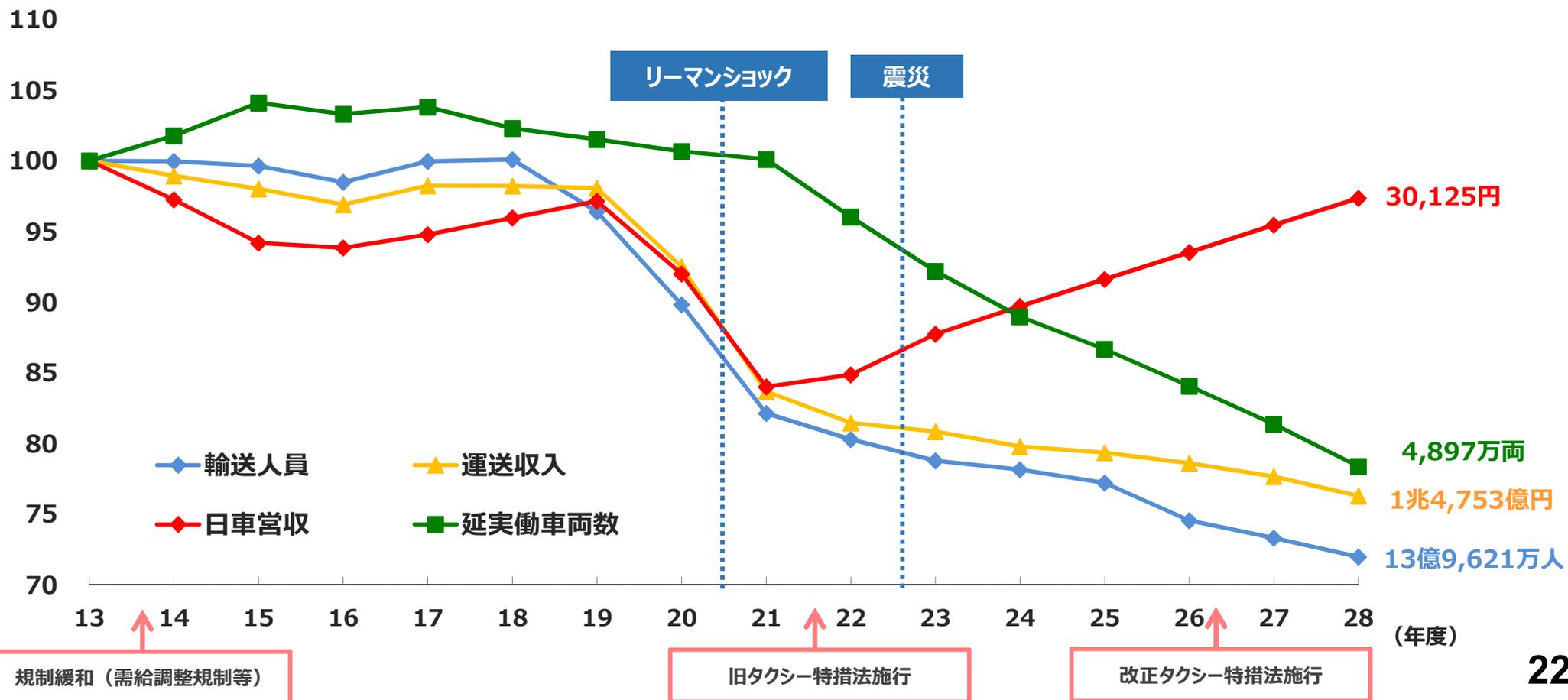
【**輸送人員**】平成18年度の19億4,110万人をピークに減少傾向。**平成28年度には13億9,621万人**。ピーク時から約28%減少。

【**運送収入**】平成13年度の1兆9,338億円をピークに減少傾向。**平成28年度には1兆4,753億円**。ピーク時から約24%減少。

【**延べ実働車両数※**】平成15年度の6,502万両をピークに減少傾向。**平成28年には、4,897万両**。ピーク時から約25%減少。

【**日車営収**（1日1車あたりの営業収入）】平成13年度の3万951円をピークに、平成21年度には2万6,006円まで減少。それ以降回復に転じ、改正タクシー特措法が施行された平成26年度は2万8,950円、**平成28年度は3万125円**。平成13年度の数値の近くまで回復。

※1日毎の営業のために稼働した車両数を1年間積み上げた車両数



タクシー事業の現状（全国）

	法人タクシー	個人タクシー	合計
事業者数 （者）	6,702	35,150	41,852
車両数 （両）	188,792	35,150	223,942
輸送人員 （千人）	1,381,612	87,178	1,468,790
営業収入 （百万円）	1,475,280	124,186	1,599,466
運転者数 （人）	286,743	35,150	321,893

【平成28年度末】

1. 平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い
2. 札幌交通圏
3. 大阪市域交通圏
4. 福岡交通圏

〈参考〉 タクシー事業の現状（全国）

〈参考〉 改正タクシー特措法のポイントと特定地域の指定状況

改正タクシー特措法のポイント

改正タクシー特措法 = 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成25年11月成立、平成26年1月施行）

- ① 道路運送法に基づく「新規参入は許可制、増車は届出制」という規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰対策が必要な地域について、**特定地域と準特定地域の二本立ての制度を創設。**
- ② **特定地域**については、**新規参入・増車は禁止。**
- ③ 認可を受けた特定地域計画に基づく供給過剰対策の取組に関する**独占禁止法の適用除外。**
- ④ 一定の場合には、供給輸送力を削減しない事業者に対して、**営業方法の制限に関する勧告・命令**が可能に。
- ⑤ 特定地域及び準特定地域において**公定幅運賃制度を創設。**

原則（道路運送法）

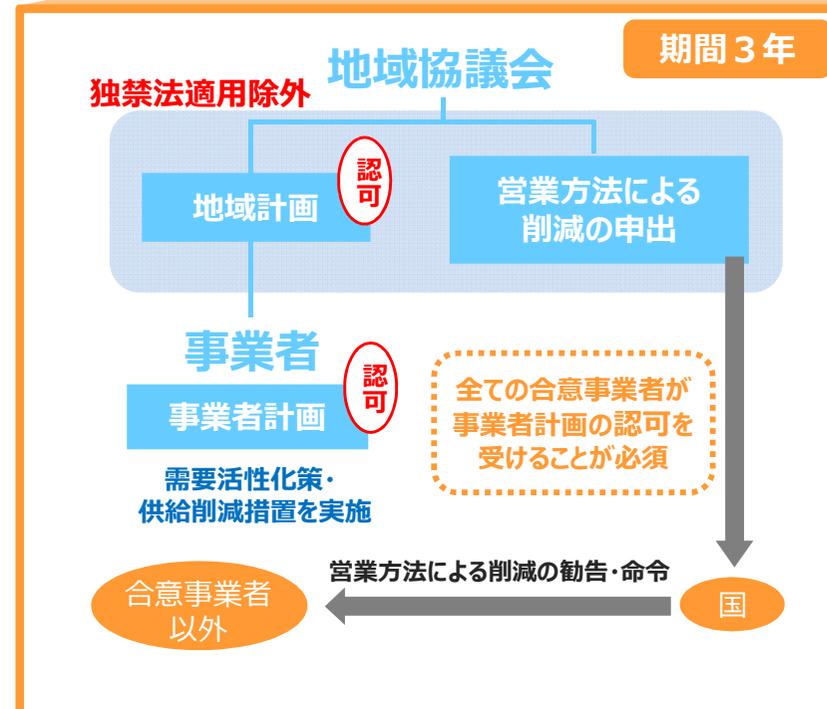
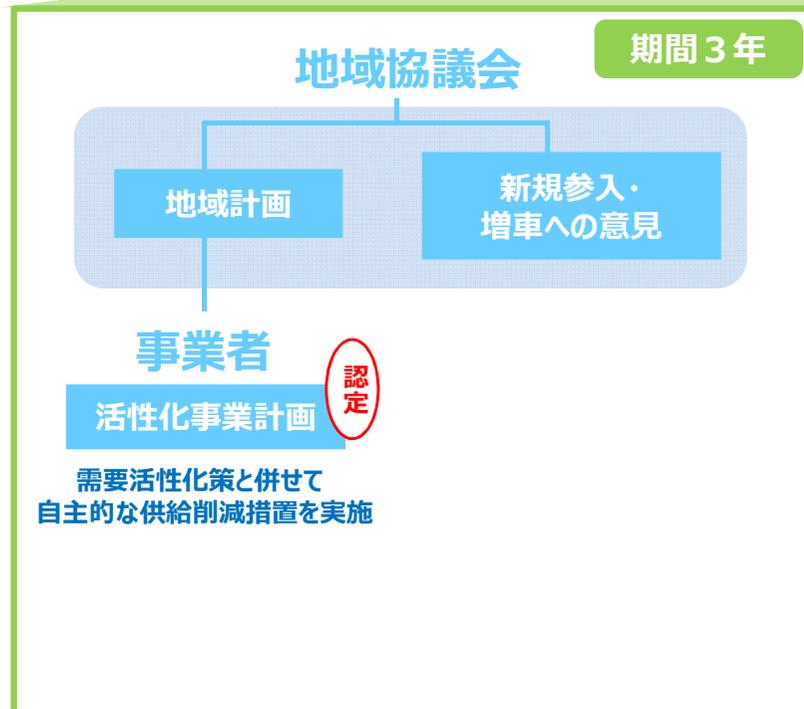
- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



特定地域の指定基準

以下の指標に該当する場合に特定地域として指定。ただし、日車営収が平成13年度より増加している場合には指定しない。

(1) 車両の稼働効率の指標 ⇒ 実働実車率(= 実働率×実車率)が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 事業者の収支状況の指標 ⇒ 赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること。

(3) 流し営業の指標 ⇒ 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 地域の需要動向の指標 ⇒ 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

① 運転者の賃金水準の指標 ⇒ 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(5) ② 事業運営の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。

③ 安全性の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。

※①～③いずれかに該当すること。

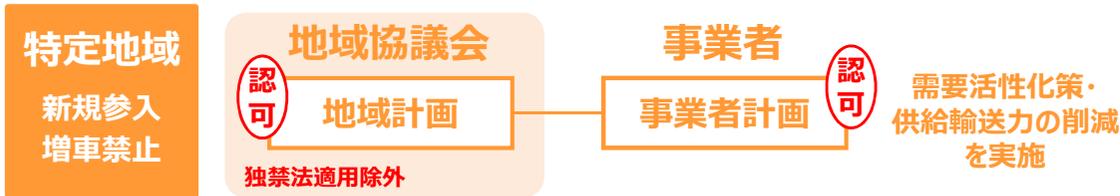
(6) 地域・利用者の意向の指標 ⇒ 利用者の意向も踏まえた上で協議会の同意を得ること。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行状況及び効果について（平成30年3月国会報告概要）

- 平成25年11月、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正（改正タクシー特措法）において「本法の施行後における施行の状況や効果について、三年毎に総合的に検証を行い、その結果を両院に報告」することが決議（衆・参国土交通委員会）
- 改正タクシー特措法に基づく特定地域の指定の開始（平成27年）後の施行の状況及び効果についてとりまとめ

施行状況（地域指定の状況と取組の実施状況）

- 全国631の営業区域のうち、**特定地域27地域**
（うちH27指定地域：19地域 H28指定地域：8地域）
- 27の特定地域のうち
 - ・協議会において特定地域計画が議決されている地域：**22地域**
各地域の供給輸送力の削減目標（平均）：**10%**
 - ・特定地域計画の認可を受けている地域：**20地域**
 - ・全合意事業者が事業者計画の認可を受けている地域：**12地域**
- 各地域において、認可を受けた特定地域計画・事業者計画に基づき、適正化・活性化に取り組んでいるところ



- 全国631の営業区域のうち、準特定地域：114地域

施行後の各地域の状況・効果

(1) 適正化の状況

- 各特定地域において、地域指定時の適正車両数と実在車両数の乖離をおおむね解消することを目標（3%～0%）に適正化の取組を進めている

(2) 日車営収と賃金

- 各特定地域の日車営収（H26⇒H28年度）27地域中 **25地域で増**
- 各特定地域の時間当たり賃金（H26⇒H28年度） **25地域で増**
- **規制緩和前のH13年度とH28年度を比較すると、多くの地域で依然として低い水準となっており、労働条件の改善に向けて、引き続き特定地域計画に基づく適正化・活性化の取組を進める必要がある**

(3) 活性化に向けた取組

- 多様なニーズに的確に応え、サービスの高度化・高質化に積極的に取り組むことにより、需要拡大・労働条件の改善等を図るべく、活性化の取組を進めている

【具体例】 生産性・利便性向上（配車アプリの導入、キャッシュレス対応の促進）
多様なニーズへの対応（UDタクシー、マタニティ・子育て支援タクシーの導入）
地域交通を支える取組（乗合タクシーの運行、自家用有償運送の運行受託）
インバウンド対応（外国語研修の受講促進） 等

今後の方向性

- 各地域における特定地域計画・事業者計画に定められた適正化・活性化の取組等の着実な推進を通じて、タクシーが地域公共交通として、サービス水準を向上させ、利用者のニーズに的確に応えていくよう支援していく
- 観光先進国の実現に向けて、訪日外国人がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、訪日外国人向けのサービス向上のための取組を推進する
- 今後も定期的な施行状況等のフォローアップを行い、施策の進捗と効果を検証する

特定地域の状況（平成30年5月31日時点）

□現在、全国631の営業区域のうち、供給過剰の状況がみられる地域として指定されている**特定地域が27地域**（うち、**平成27年度指定地域19地域、平成28年度指定地域8地域**）法人・個人の車両数ベースでみると、特定地域は**全国の約35%**を占める。

□うち**23地域が特定地域計画を議決**し、うち、**22地域が特定地域計画の認可済み**。特定地域計画を議決済みの地域における**車両の削減率の目標は平均約10%**。うち**14地域で全合意事業者が事業者計画の認可**を受け、**10地域で全合意事業者が供給輸送力の削減を実施済み**。

平成27年度指定地域

都道府県	営業区域	地域指定	特定地域計画議決	特定地域計画認可	指定日 車両数	計画実施後 車両数
北海道	札幌交通圏	H27.11.1	H29.02.28	H29.05.18	4,871	4,364
宮城	仙台市	H27.06.1	H28.11.25	H29.03.02	2,580	2,407
秋田	秋田交通圏	H27.06.1	H28.10.14	H29.01.30	590	521
新潟	新潟交通圏	H27.08.1	H29.06.13	H30.03.26	1,052	902
長野	長野交通圏	H27.08.1	H28.09.06	H28.12.02	712	590
石川	金沢交通圏	H27.08.1	H29.03.28	H29.06.22	1,324	1,238
神奈川	京浜交通圏	H27.08.1	H28.09.23	H28.12.16	6,894	6,444
大阪	大阪市域交通圏	H27.11.1	H29.05.08	H29.09.29	13,509	12,245
兵庫	神戸市域交通圏	H27.09.1	H29.08.10	H29.11.27	5,285	4,513
奈良	奈良市域交通圏	H27.07.1	未議決	-	366	-
広島	広島交通圏	H27.07.1	H29.04.27	H29.07.26	3,165	2,873
岡山	倉敷交通圏	H27.08.1	未議決	-	688	-
福岡	福岡交通圏	H27.11.1	H28.10.19	H29.03.29	4,644	4,053
〃	北九州交通圏	H27.08.1	H29.01.27	H29.05.25	2,842	2,548
長崎	長崎交通圏	H27.08.1	H28.12.05	H29.03.29	1,292	1,103
宮崎	宮崎交通圏	H27.08.1	H29.09.28	H29.12.13	1,038	965
熊本	熊本交通圏	H27.06.1	H29.05.09	H29.09.11	1,941	1,740
大分	大分市	H27.07.1	H29.04.04	H29.06.30	841	708
鹿児島	鹿児島市	H27.08.1	H29.12.11	H30.02.16	1,811	1,424
		19地域	17地域	17地域		

平成28年度指定地域

都道府県	営業区域	地域指定	特定地域計画議決	特定地域計画認可	指定日 車両数	計画実施後 車両数
富山	富山交通圏	H28.7.1	未議決	-	437	-
東京	南多摩交通圏	H28.7.1	H29.03.29	H29.06.23	1,240	1,214
千葉	京葉交通圏	H28.7.1	H30.02.07	H30.03.27	1,514	1,473
〃	東葛交通圏	H28.7.1	-	-	1,087	-
〃	千葉交通圏	H28.7.1	H29.11.30	H30.02.16	1,363	1,118
埼玉	県南中央交通圏	H28.7.1	H29.07.21	H29.10.20	2,524	2,407
栃木	宇都宮交通圏	H28.7.1	H29.09.27	H29.12.01	844	657
福岡	久留米市	H28.7.1	H30.03.28	-	615	-
		8地域	6地域	5地域		
		合計	27地域	23地域	22地域	

全合意事業者の事業者計画の認可済み

全合意事業者が供給輸送力の削減を実施済み

特定地域指定後の取組の流れ

特定地域の指定

- 指定基準に基づき指定

特定地域計画の作成

- 協議会において地域計画を作成

【合意の要件】

- 特定地域計画の作成に合意した者が保有する車両数が、当該特定地域内の総車両数の3分の2以上
- 大手事業者、中小事業者、個人事業者の 카테고리ごとに、特定地域計画の作成に合意した者が保有する車両数が、当該特定地域内の総車両数の過半数以上
- 地方公共団体の長及び構成員である関係行政機関の全て
- 事業者とは別に、関係行政機関を除く利用者代表等の構成員の過半数が合意

認可

事業者計画の作成

- 特定地域計画に基づき事業者計画を作成

認可

取組の実施

- 特定地域計画・事業者計画に基づき、適正化・活性化の取組を実施

平成27年に指定を受けた特定地域の状況

- 平成27年に指定を受けた**特定地域19地域**のうち、**17地域**が**特定地域計画の認可**を受けている。
- 特定地域の指定から特定地域計画の認可までの期間は、17地域の**平均で約23ヶ月**。

都道府県	営業区域	地域指定	地域計画認可	認可までの期間	都道府県	営業区域	地域指定	地域計画認可	認可までの期間
北海道	札幌交通圏	H27.11.1	H29.05.18	約19ヶ月	広島	広島交通圏	H27.07.1	H29.07.26	約25ヶ月
宮城	仙台市	H27.06.1	H29.03.02	約21ヶ月	岡山	倉敷交通圏	H27.08.1	未議決	-
秋田	秋田交通圏	H27.06.1	H29.01.30	約20ヶ月	福岡	福岡交通圏	H27.11.1	H29.03.29	約17ヶ月
新潟	新潟交通圏	H27.08.1	H30.03.26	約32ヶ月	〃	北九州交通圏	H27.08.1	H29.05.25	約22ヶ月
長野	長野交通圏	H27.08.1	H28.12.02	約16ヶ月	長崎	長崎交通圏	H27.08.1	H29.03.29	約20ヶ月
石川	金沢交通圏	H27.08.1	H29.06.22	約23ヶ月	宮崎	宮崎交通圏	H27.08.1	H29.12.13	約28ヶ月
神奈川	京浜交通圏	H27.08.1	H28.12.16	約17ヶ月	熊本	熊本交通圏	H27.06.1	H29.09.11	約27ヶ月
大阪	大阪市域交通圏	H27.11.1	H29.09.29	約23ヶ月	大分	大分市	H27.07.1	H29.06.30	約24ヶ月
兵庫	神戸市域交通圏	H27.09.1	H29.11.27	約28ヶ月	鹿児島	鹿児島市	H27.08.1	H30.02.16	約31ヶ月
奈良	奈良市域交通圏	H27.07.1	未議決	-	19地域		認可済17地域		平均約23ヶ月

特定地域の取扱いについて

□ **特措法の規定と制定時の議論を基本**としつつ、**指定地域の実態を踏まえて、指定期限の延長の取扱いに関する指針を策定**（平成30年3月16日）

基本的な考え方

- タクシーが供給過剰であり、事業の適正化・活性化を進めることが特に必要な地域を指定（法3条1項）
- 指定期間経過後も指定の必要があると認めるときは延長（法3条2項）
- 指定の事由がなくなった場合は、指定を解除（法3条3項）
 - **措置の実施により早期に供給過剰の解消が実現し、指定基準に該当しなくなった場合は指定を解除**（H25.11.6：衆国土交通委員会）

指定

変更なし

- 指定基準に該当する地域を指定。

● 特定地域計画の議決が行われていない地域

→延長を行わない

● 特定地域計画の議決が行われている地域

□ 指定を受けた年度から2年の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、指定基準に該当している地域

- 3年間指定を延長する
- ただし、指定延長後、毎年度の輸送実績等に基づき、指定基準に該当しない場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。

□ 上記以外の地域

- 指定期間中の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長する。

□ 地域の協議会の同意がない場合は、延長の手続きは行わない。

延長

延長の取扱い指針を策定